

徳島市特定事業主行動計画

(職員のための子育て支援・女性の活躍推進プラン)

特定事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、子育て中の職員や女性職員をはじめ、男女が共に子育て等の生活と仕事を両立し、十分に能力を発揮できる職場になるよう、各任命権者が連名で策定した行動計画です。

1 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

2 取組内容

- ◆育児に伴う休暇(※)の取得促進
 - ◆育児休業等を取得しやすい環境整備
 - ◆年次休暇の取得促進
 - ◆時間外勤務の縮減
 - ◆女性職員の採用・職域拡大・計画的育成
 - ◆育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援、子育てをする職員に対する配慮
- ※ 「付添い休暇」と「男性職員の育児参加のための休暇」の総称

3 数値目標

計画期間内に次の目標を達成することを目指します。

◆育児に伴う休暇の合計日数 ⇒ 平均5日以上

付添い休暇は「3日」、男性職員の育児参加のための休暇は「5日」取得することができます。配偶者が妊娠している職員は積極的に活用し、配偶者を支援しましょう。

◆男性職員の育児休業取得率 ⇒ 10%

出産後の女性には心身両面の負担がかかります。育児休業は短期間(1箇月以下)での取得も可能ですので、積極的に活用しましょう。

◆年次休暇取得日数 ⇒ 15日

平成30年に取得した年次休暇と比較し、1人当たり2日以上多く取得すれば目標を達成できます。また、年5日(1日単位又は半日単位)は確実に年次休暇を取得しましょう。

◆時間外勤務の年間時間数 ⇒ 90時間

本計画から新たに当該目標を追加し、時間外勤務の縮減を図ることとしています。平成30年度の時間外勤務と比較し、1月当たり1時間、時間外勤務を減らせれば目標を達成できます。

◆係長以上の職員に占める女性割合 ⇒ 30%以上

引き続き、女性職員の採用・職域拡大・計画的育成を進めることとしています。

4 計画の推進体制

各部署の人事担当者や職員の代表などで組織する「徳島市特定事業主行動計画策定・実施委員会」において、行動計画の実施状況を把握・検討し、その結果を以後の対策や計画の見直しに反映させていきます。

また、年に1回取組状況や目標に対する実績等をホームページで公表します。